

測量・設計等業務の「競争参加資格確認申請書」及び総合評価落札方式における「技術提案書」の提出にあつては、次のチェックリストを参考にしてください。

(四国森林管理局)

令和8年10月1日以降の入札公告より適用

競争参加資格確認申請書等作成時のチェックリスト

☐ 競争参加資格確認申請書等は公告日に対応した最新版ですか。

- 競争参加資格申請書等は、年度途中において改訂等を行うことがあるので公告日に対応した最新版により作成し提出して下さい。改訂等あればその都度四国森林管理局ホームページに掲載します。
- 「ホーム>公売・入札情報等>公売・入札等に関するお知らせ>契約約款・仕様書・入札者注意書・申請書等」

☐ 電子入札システムによる送信手続きをしましたか。

- 電子入札システムによる申請で、競争参加資格確認申請書等の合計ファイル容量がシステムの制限を越える場合は、原則として電子メール（1メール当たり送信容量は7MB以内とする。）により提出して下さい（電子入札システムとの分割提出は認めません）。
また、次の内容を記載した書面（別添作成例を参照）を電子入札システムにより、技術提案書等（価格競争入札対象業務は申請書等）として送信する手続きが必要です。
電子メールの提出先：shikoku_shinsei@maff.go.jp
 - ① 電子メールする旨の表示
 - ② 電子メールする書類の目録
 - ③ 電子メールする書類のページ数
 - ④ 送信年月日、会社名、担当者名及び電話番号
- 電子メールにより提出する場合、電子入札システムにより上記①～④の送信手続きはしましたか。
申請手続きについては、入札説明書5.を参照してください。

【紙入札について】

☐ 紙入札方式で入札に参加しようとする場合、発注者の承諾を得ましたか。

- 電子入札対象案件であっても、入札参加者側にやむを得ない理由があり発注者の承諾を得た場合には、電子入札によらず、紙入札で入札に参加できます。

入札参加者側にやむを得ない理由があると認められる場合

- ・ 電子証明書（ICカード）が失効、閉塞、破損等で使用不可能となり、再申請（準備）中の場合等
- ・ 代表者の変更に伴う変更申請中の場合
- ・ 電子入札導入の準備を行っているが、間に合わなかった場合
- 競争参加資格確認申請書等の提出は、事前に承諾を得た承諾書を添付して、郵送等（配達証明のできるものに限る）または持参により提出することになります。（入札説明書5.（1））
- 紙入札方式参加承諾願様式は、ホーム>公売・入札情報>電子入札システム運用基準（7頁）をご覧ください。

☐ 競争参加資格確認「申請書」（別記様式1）と「資料」（表紙1、表紙1-1、別記様式2～3）及び「技術提案書」（表紙2、表紙2-1、別記様式4～11）は別々（個々）に作成しましたか。

- 別記様式2及び3の添付書類について、内容に異同がない場合に限り、当該年度において初参加の入札へ提出した当該資料をもって、表紙1-1に記載することで提出を省略することができます。この場合は、提出確認欄において「省略」を丸囲みの上、当該資料を提出した入札の情報を記載して下さい。
- 「申請書」と「資料」及び「技術提案書」は、電子入札システム申請書画面の添付フィールドにそれぞれに添付し提出することとなっています。（入札説明書5.（1）.①）
「申請書」「資料」「技術提案書」は、別々（個別）に作成し、それぞれに通し番号を付して下さい。
（例：総ページ数が12ページで個のページが3ページの場合[3/12]）
- 郵送又は持参による場合も同様に作成し提出して下さい。

【 競争参加資格確認申請書、〇〇〇〇業務競争参加資格確認資料 】

☐ 競争参加資格確認申請書等の申請先は発注者宛てとなっていますか。

- 競争参加資格確認申請書、業務競争参加資格確認資料、技術提案書の申請先は、入札公告等に記載された発注者名を記載して下さい。
・局発注は、支出負担行為担当官 四国森林管理局長 宛、署（所）発注は、分任支出負担行為担当官 ○
○森林管理署長（森林管理事務所長） 宛となります。

（別記様式2）同種業務の施工実績

☐ 入札説明書に示された対象期間の同種業務ですか。（入札説明書4.（7））

☐ 施工実績が確認できる資料及び業務成績評定通知書の写し（森林管理局等の発注した業務であって成績評定された業務の場合）を添付しましたか。（入札説明書5.（3））

- 同種業務として、入札説明書等に定義された業務以外の実績を添付していませんか。（同種業務の施工実績は、最終契約金額100万円以上）
（同種業務とは、発注者が入札説明書等に定義した業務のことです。）

- 同種業務の施工実績として記載した業務に係る契約書の写しについては、当該業務が、業務実績情報サービス（以下「TECRIS」という。）に登録（完了登録の実績とする）されており、その内容が同種業務の施工実績として確認できる場合には、TECRISの登録番号を備考欄に記載し、契約書の写しを提出する必要はありません。

ただし、TECRISで業務内容が確認できない場合及びTECRIS 登録を「無」とした場合については、契約書の他に業務計画書等の当該業務の内容（競争参加資格確認資料（別記様式2）業務の概要等の業務内容欄に記載した事項（数量）等）を証明できる書類を添付して下さい。

必要書類の添付が無い場合は、入札に参加できないことがあります。（入札説明書5.（3）③）

なお、競争参加資格確認資料（別記様式2）と（別記様式3）の業務が同一である場合は、どちらか一方に添付（業務成績評定書含む）して下さい。

- 管理技術者の資格等について

地質調査業務は、森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書「森林整備保全事業地質・土質調査業務標準仕様書第1108条」、建設コンサルタント業務は、特記仕様書「管理技術者の資格区分」によるものになります。

（別記様式3）配置予定技術者の状況

☐ 配置予定技術者の業務経験は、入札説明書に示された対象期間の同種業務ですか。（入札説明書4.（9）.②、価格競争入札においては入札説明書4.（8）.②）

☐ 配置予定技術者が、管理技術者、照査技術者又は担当技術者として経験した業務が確認できる資料及び業務成績評定通知書の写し（森林管理局等の発注した業務であって成績評定された業務の場合。なお、担当技術者は成績評定がなされていないので不要）及び資格証等の写しは添付しましたか。（入札説明書5.（3））

- 同種業務として、入札説明書等に定義された業務以外の実績を添付していませんか。（同種業務の施工実績は、最終契約金額100万円以上）
（同種業務とは、発注者が入札説明書等に定義した業務のことです。）

- 配置予定技術者の同種業務の従事実績として記載した業務に係る契約書の写しについては、当該業務が、TECRISに登録されており、その内容が同種業務への従事実績として確認できる場合には、TECRISの登録番号を備考欄に記載し、契約書の写しを提出する必要はありません。

ただし、TECRISで業務内容が確認できない場合及びTECRIS 登録を「無」とした場合については、契約書の他に業務計画書等の当該業務の内容（競争参加資格確認資料（別記様式2）業務の概要等の業務内容欄に記載した事項（数量）等）を証明できる書類を添付して下さい。（入札説明書5.（3）.③）

同種業務への従事実績が確認できない者は、配置予定技術者として承認しません。

本店、支店又は営業所の所在の有無

☐ 四国4県（四国森林管理局管内）に、本店、支店又は営業所が所在していますか。
（入札説明書4.（6））

- 四国内の本店・支店等で四国森林管理局より一般競争（指名競争）の資格確認通知を受けている企業を除き、支店又は営業所の所在が確認できる資料を添付して下さい。

技術提案書等作成時のチェックリスト

技術提案書

- ☐ 技術提案書(表紙2)に提示されている提出書類(別記様式4～別記様式11)に記載もれ等はありませんか。
- 別記様式4、5、6、7-2、7-3、8及び9の添付書類について、内容に異同がない場合に限り、当該年度において初参加の入札へ提出した当該資料をもって、表紙2-1に記載することで提出を省略することができます。この場合は、提出確認欄において「省略」を丸囲みの上、当該資料を提出した入札の情報を記載して下さい。
- なお、当該年度において、初参加の入札の場合は、提出確認欄において「提出」を丸囲みの上、添付書類を提出して下さい。

(別記様式4) 業務実施体制

- ☐ 業務実施体制(別記様式4)は作成しましたか。
- 業務実施体制は、業務の実施方針別記様式(10-3)業務工程に掲げた業務が適切に実施できる体制となっていますか。
- 別記様式4に係る予定技術者の資格証(写)の添付は不要です。
照査技術者の技術経歴については、管理技術者に準ずるものとなります。
地質調査業務は、森林整備保全事業 地質・土質調査業務標準仕様書第1109条2の(2)、設計コンサルタント業務は、特記仕様書「管理技術者の資格区分」を参照して下さい。

(別記様式5) 予定技術者の経歴及び能力

- ☐ 予定管理技術者の資格を証明する資料(資格証写し等)を添付しましたか。
- ☐ 予定管理技術者の過去15年間の同種業務における管理技術者等としての実績(最大3件)(別記様式5の(注1)参照)を記入し、当該業務が森林管理局等の発注した業務にあっては、業務成績評定通知書(別記様式5の(注4)参照)の写しを添付しましたか。
- ☐ TECRIS 登録を「有」とした場合は、TECRIS 登録番号を記載することで、契約書の写しや当該業務に従事したことを確認できる資料の添付を省略できます。
ただし、明示した内容をTECRIS で確認できない場合及びTECRIS 登録を「無」とした場合は、契約書の写しや当該業務に従事したことが確認できる資料を添付して下さい。
- ☐ 予定管理技術者の継続教育に対する取り組み状況について、取得単位を証明する資料を添付しましたか。
(前3箇年度取得単位が有効)
- ☐ 技術士(CPD認定)の認定状況について、総合技術監理部門(森林-森林土木)又は森林部門(森林土木)の実績が認定されている、有効期間内の認定である場合「該当する」にチェックを入れ、証明資料を添付しましたか。
- ☐ 予定技管理術者の現在の手持ち状況を記入しましたか。
- 業務実績は最終契約金額100万円以上の森林土木事業に関する同種業務となります。
(同種業務とは、発注者が入札説明書等に定義した業務)
- 継続教育CPD等の取り組み状況の証明は、前3箇年度(前年度より過去3年度間)における各年度毎の証明が必要です。単年度とは、学習履歴が1年しか無いもの。
なお、学習履歴が確認できない証明は無効となります。
- 技術士(CPD認定)の認定がある場合は、評価対象とする部門(総合技術監理部門(森林-森林土木)又は森林部門(森林土木))の認定及び有効期間が確認できる資料の写しを添付して下さい。
- 予定管理技術者の現在の手持ち状況について、申請の締切日時点において管理技術者として従事している契約金額が1千万円以上の全て(発注機関を問わず)の受注業務を記載して下さい。(別記様式5の(注7)参照)

(別記様式6) 予定技術者の過去2年間の同種業務成績

- ☐ 指定された期間(前年度より過去2年度間)の同種業務の成績ですか。
- 森林管理局長(森林管理署長、森林管理支署長、森林管理事務所長、治山センター所長及び総合治山事業所長)等が発注した、最終契約金額100万円以上の森林土木事業に関する同種業務となります。
(同種とは、発注者が入札説明書等に定義した業務)
- 様式6に記載した評定点を証明する業務成績評定通知書の写しを添付して下さい。
- 備考欄に評価の対象となった技術者区分(管理技術者・照査技術者)を記載して下さい。

（別記様式 7－1）低入札価格調査等対象業務の有無等

- ☐ 指定された期間（前年度より過去 2 年度間）に低入札又は低入札価格調査を受けた受注業務はありませんか。「有」の場合、必要事項を記載して下さい。

（別記様式 7－2）優良業務表彰の有無

- ☐ 指定された期間（前年度より過去10年度間）に森林土木工事に係わる調査等の業務（国有林・民有林）に関して、農林水産大臣又は林野庁長官表彰若しくは森林管理局長表彰を受けている業務ですか。
- ☐ 表彰状の写し（日本産業規格 A 列 4 番に縮小）は添付しましたか

- 大臣表彰、長官表彰、局長表彰のうち、代表的な表彰を 1 件記載して下さい。

（別記様式 7－3）ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況

- ☐ 公告日において、以下のいずれかの項目に該当している実績ですか。
- 1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等
 - 2 次世代育成支援対策推進法に基づく認定
 - 3 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定
- 「該当」を選択した場合、それぞれ、該当することを証明する書類（認定通知書の写し、一般事業主行動計画策定・変更届の写し）を添付してください。

（別記様式 8）企業の過去 2 年間の業務成績

- ☐ 指定された期間（前年度より過去 2 年度間）の森林管理局長等が発注した業務成績ですか。
- 過去 2 年度間に引き渡した業務に係る業務成績評定を全て記載し、その業務成績評定の平均点（60点未満を含む。）を記載してください。
また、該当する業務成績の評定点を証明する業務成績評定通知書の写しを添付して下さい。
なお、業務成績評定通知書の写しが確認できる業務成績評定通知書の集計表を別途作成した場合は、業務内容の記載は省略できることとします。
- 局総務企画部専門官（契約適正化）より過去 2 年度間の管内の直轄業務成績の確認書が送付された者（過去 2 年度間の直轄業務実績が 1 件のみの者を除く）については、同確認書写し（確認が記載されたページ）の添付をもって別記様式 8 の提出に代えることができます（様式 8 の提出は不要です）。

（別記様式 9）災害協定等の締結及び受注実績

- ☐ 災害協定等及び協定等に基づく実績は過去 2 年度間におけるものですか。
- ☐ 協定等には災害復旧調査業務の委託選定者（登録事業者）を含みます。
- ☐ 協定等の締結や受注実績を確認できる資料は添付しましたか。
- 業務の受注実績が無い場合も、過去 2 年度間において四国森林管理局との協定等（災害復旧調査業務の委託選定者を含む）があれば評価の対象となります。
- 四国森林管理局において協定等に基づく業務実績があり、実績を証明する資料がない場合は、業務を発注した担当課あて証明を依頼してください申請書様式「協定等に基づく業務実績証明申請書」。
- 四国森林管理局の協定等に基づく業務実績を証明する資料がなく、実績証明の交付が間に合わない場合は、こちらで確認をおこないますので、業務内容欄へ「実績証明申請中」等と追記してください。

（別紙 1）従業員への賃金引上げ計画の表明書

- ☐ 事業年度により賃上げを表明または暦年により賃上げを表明しましたか。（別紙 1 の留意事項を参照）
- 大企業と中小企業等で様式及び記載内容が異なります。（別紙 1 の 1、別紙 1 の 2）
- 中小企業等が表明書を提出する場合、直近の事業年度の「法人税申告書別表 1」の写しを添付しましたか。
- 事業年度により賃上げを表明した場合には、当該事業年度の「法人事業概況説明書」を決算月（別紙 1 の 1 に記載の事業年度の終了月）の末日から起算して 3 箇月以内に契約担当官等に提出してください。
- 暦年により賃上げを表明した場合においては、当該年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を翌年の 3 月末までに契約担当官等に提出してください。
- 上記書類により賃上げ実績の確認ができない場合でも、税理士、公認会計士等の第三者により、同等の賃上げ実績を確認できる書類であると認められる書類が提出された場合は、当該書類をもって上記書類に代えることができます。
- 上記の提出書類を確認し、表明書に記載した賃上げを実行していない場合、制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合又は上記の確認書類を期限までに提出しない場合においては、当該事実が判明した以降の総合評価落札方式による入札に参加する場合、加算点又は技術点を減点するものとします。

業務の計画

(別記様式10-1. 2. 3) 業務の実施方針

- ☐ 実施方針は、業務目的や内容、調査地域の特性、法令遵守（保安林における制限等）を踏まえて作成しましたか。（入札説明書7.(2).①.ウ.(a)）
- ☐ 実施手順（業務フロー図等）は、入札公告等に応示された業務内容を踏まえて作成しましたか。
- ☐ 工程計画については、業務フロー図と連動（実施時期、回数等）していますか。
- 実施方針については、入札説明書及び閲覧図書等を熟読の上、必要な事項を具体的に記載して下さい。
- 実施方針（10-1）は、業務目的、内容、調査地域の特性、法令遵守（保安林における制限等）を個々に勘案のうえ、作成して下さい。
必要事項の記載漏れ等がある場合、評価の対象となりません。
（様式10の実施方針（10-1）の（注）書きを踏まえて具体的に簡潔に記載する）
- 実施方針（10-2）は、業務フロー図と整合性がとれていますか。
- 工程表は主な作業について作成し、主たる担当技術者の配置（様式4の業務実施体制と連動していること）について備考欄に記載して下さい。（入札説明書7.(2).①.ウ.(c)）
- 様式10-1. 2. 3、様式11において、会社名、技術者の氏名は記載しないで下さい（管理技術者、照査技術者等の記載は問題ありません）。

技術提案

(別記様式11) 技術提案

- ☐ 技術提案書に関する事項は、以下のア～ウについて、業務の内容や調査の対象となる地域・箇所の特性を踏まえて作成しましたか。
- ア 総合的なコストに関する事項**
 - ・ 工事コストの縮減、維持管理費や更新費を含めたライフサイクルコスト等の縮減について具体的に記載して下さい。
- イ 工事事目的物の性能、機能又は調査の精度に関する事項**
 - ・ 工事事目的物の初期性能の維持、耐久性の向上又は調査精度を高めるための方策（新技術・工夫等）について具体的に記載して下さい。
- ウ 社会的要請に関する事項**
 - ・ 環境の維持、特別な安全対策、省資源・リサイクル対策についての提案を、調査箇所の環境条件等を踏まえ、具体的に記載して下さい。
- 様式10-1. 2. 3、様式11において、会社名、技術者の氏名は記載しないで下さい（管理技術者、照査技術者等の記載は問題ありません）。

「作成要領」

- ① 総合的なコストに関する事項
 - 工事コストの縮減
工事コストの縮減に繋がる工法の選択や設計における工夫等について、現地の環境条件等を踏まえて記載（工夫の目的及び得られる効果等が判読できること）する。
 - 維持管理費や更新費を含めたライフサイクルコスト等
工事事目的物の維持管理費や更新費の低減に繋がる工法、新技術の導入等について、その目的及び得られる効果等を記載する。
- ② 工事事目的物の性能・機能又は調査の精度に関する事項
 - 工事事目的物の初期性能の持続性、耐久性等の性能・機能
工事事目的物の初期性能、耐久性等の維持・向上に繋がる工法、新技術の導入等について、その目的及び得られる効果等を記載する。
 - 調査精度の維持、向上のための取組等
調査精度の維持、向上のための調査方法の工夫や新技術の導入について、その目的及び得られる効果等を記載する。
- ③ 社会的要請に関する事項
 - 環境の維持：水質汚濁、木製構造物、生物多様性、景観保全等に対する取組
事業対象地の地形、地質、環境条件等を踏まえ環境の維持又は調和した工事事目的物等への転換等について記載する。
 - 特別な安全対策が必要な場合の取組
特別な安全対策（第三者への配慮、特殊な地形・地質等における配慮等）が必要な場合の取組について記載する。
 - 工事に係る現地発生材利用、省資源・リサイクル対策への取組
工事に係る現地発生材の有効利用、省資源・リサイクル対策への取組について記載する。
- ※ 技術提案書等の提出がない場合（必要書類の提出不足等を含む）又は技術提案書等の記載内容が適正と認められない場合は入札に参加できません。（入札説明書5.(6)）

そ の 他

※別記様式2、別記様式3に係る同種業務の考え方について

「治山事業における山腹工**及び**溪間工の測量設計業務」とあれば、山腹工、溪間工の両方の業務実績が必要です。

「治山全体計画調査業務**又は**治山流域別調査業務」や「治山事業における山腹工**又は**溪間工の測量設計業務」とあれば、いずれかひとつの業務実績で構いません。

【例示】（治山全体計画調査業務）又は（治山流域別調査業務）又は（治山事業における山腹工及び溪間工の測量設計業務）とあれば、治山全体計画調査業務か治山流域別調査業務のどちらか、あるいは治山事業における山腹工と溪間工の両方の測量設計業務の実績が必要となります。

「治山事業における山腹工**又は**溪間工の測量設計業務」**及び**「林道等の開設に係る測量設計業務」とあれば、治山事業における山腹工か溪間工の測量設計と林道の開設に係る測量設計の業務実績が必要となります。

又はの場合どちらか一方の業務実績が必要であり、及びの場合は両方の業務実績が必要となりますので同種業務の実績等の提出にあつては上記を参考にして下さい。

【電子メール送信する場合の電入システムへ添付する目録の作成例】

今後、電子メール、郵送、持参にて送信する場合は、以下を参考にしてください。

年 月 日	
支出負担行為担当官 四国森林管理局長 殿	住所 商号又は名称 代表者氏名
競争参加資格確認申請書等の提出について	
1 年 月 日付けで公告のあった〇〇〇〇〇〇〇業務の申請書、資料及び技術提案書について送信容量を超えるため電子メールにて提出させていただきます。	
2 提出書類目録 ① 競争参加資格確認申請書 ② 競争参加資格確認資料 ③ 技術提案書	
3 提出書類のページ数 ① 競争参加資格確認申請書・・・・・・〇ページ ② 競争参加資格確認資料・・・・・・〇ページ ③ 業務技術提案書・・・・・・〇ページ	
4 送信年月日、会社名、担当者名及び電話番号 送信年月日 会社名 担当者名 電話番号	

提出書類の記入もれ、誤字・脱字等はありませんか。今一度確認を！！
各様式は公告日に対応した最新版を使用して下さい。
(ホームページ>公売・入札情報>約款約款・仕様書・入札者注意書・申請書等)

障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりです。
農林水産省電子入札ヘルプデスク 受付時間：9時から16時00分
電話：048-254-6031
e-mail：help@maff-ebic.go.jp

電子入札における不測の事態への備え
④電子入札による入札書受付開始から受付締切までの期間は、入札書の締切日時前の3営業日を標準としています。ICカードの紛失、破損、端末の不具合等によるトラブルを考慮し余裕を持って応札願います。